

nimoca 取扱規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、株式会社ニモカ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができる IC カード（以下「nimoca カード」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 nimoca カードにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。

- 2 nimoca 交通事業者における、nimoca カードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票（以下「乗車券等」という。）としての使用については、本規則ならびに nimoca 交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
- 3 nimoca 加盟店における、商品・サービス等の決済手段としての nimoca カードの使用（以下「電子マネー取引」という。）については、nimoca 電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
- 4 nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店における nimoca ポイントサービスにかかわる取扱いについては、nimoca ポイントサービス規則の定めるところによる。
- 5 この規則が改定された場合、以後の nimoca カードにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
- 6 この規則およびこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。
- 7 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

(nimoca カードの種類)

第 3 条 当社が発行する nimoca カードの種類は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「nimoca」… 会員登録を行っていない者の利用に供する nimoca カード
- (2) 「スターnimoca」… スターnimoca 特約にもとづく会員登録手続きを行った者の利用に供する nimoca カード
- (3) 「クレジット nimoca」… クレジット nimoca 特約および提携クレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約等にもとづいて発行される、クレジット機能を搭載した nimoca カード
- (4) 「デビット nimoca」… クレジット nimoca 特約および提携クレジットカード会社が定めるデビットカード会員規約等にもとづいて発行される、デビット機能を搭載した nimoca カード

- 2 nimoca カードには定期乗車券の機能を搭載することができる。(以下、券面に定期乗車券の情報(定期乗車券の有効期間に関わらず)が印字されたnimocaカードを「IC定期乗車券」という。)
- 3 搭載できる定期乗車券の種類、利用方法等については、nimoca 交通事業者の旅客営業規則等の定めによる。
- 4 nimoca およびスターnimoca には、小児用ならびに障がい者用のカードも発行する。発売方法、条件等については別に定める。
- 5 nimoca カードに関する用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。
 - (1)「記名式 nimoca」とは、nimoca カードのうち個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号(以下「個人情報」という。)の情報がカードと当社のセンターシステムに記録され、券面に記名人の記載を行った、記名人本人の使用に供する nimoca カードをいい、以下に定めるものをいう。
 - ア IC定期乗車券(持参人式 IC定期乗車券を除く)
 - イ 定期乗車券を搭載したことがある nimoca
 - ウ 小児用の nimoca
 - エ スターnimoca
 - オ クレジット nimoca
 - カ デビット nimoca
 - キ 障がい者用の nimoca
 - (2)「無記名式 nimoca」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供する nimoca カードをいう。

(用語の意義)

第4条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「nimoca 交通事業者」とは、別表第1号に規定する鉄道事業者およびバス事業者をいう。
- (2)「nimoca 加盟店」とは、nimoca 電子マネー取扱規則に定める加盟店、およびnimoca ポイントサービス規則に定める加盟店をいう。
- (3)「SF」とは、専らnimoca 交通事業者が定める旅客運賃の支払い、nimoca 加盟店における電子マネー取引に充当する、nimoca カードに記録された金銭的価値をいう。
- (4)「チャージ」とは、nimoca カードに入金すること、または保有するnimoca ポイントをSFに交換することをいう。
- (5)「nimoca ポイント」とは、nimoca ポイントサービス規則の規定に従って付与される、カードポイントおよびセンターポイントをいう。
- (6)「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するnimoca カードの使用権の代価をいう。
- (7)「クレジットカード等」とは、「クレジットカード」と「デビットnimoca」を総称するカードのことをいう。

(契約の成立)

第5条 nimoca カードの使用に関する契約は、当社が使用者にnimoca カードを交付したときに両者の間

において成立する。

(使用方法および制限事項)

- 第6条** nimoca カードは、nimoca 交通事業者における乗車券等としての使用または nimoca 加盟店において電子マネー取引ができる。
- 2 nimoca カードは、当社が認めた nimoca 交通事業者または nimoca 加盟店において nimoca カードを処理する機器（以下「所定の機器」という。）により使用しなければならない。
 - 3 記名式 nimoca は、当該記名式 nimoca に記録された記名人本人以外が使用することはできない。
 - 4 前項にかかわらず、nimoca およびスターnimoca のうち、以下に定める条件を全て満たすカードに限って、記名人以外による、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店における利用を認める。
 - (1) IC 定期乗車券ではないこと。ただし、持参人式 IC 定期乗車券機能が搭載された IC 定期乗車券は除く。
 - (2) 小児用カードではないこと
 - (3) 障がい者用カードではないこと
 - 5 次の各号のいずれかに該当するときは、nimoca カードは所定の機器で使用できないことがある。
 - (1) nimoca カードの破損または所定の機器の故障もしくは天災等により、nimoca カードの内容の読取りが不能となったとき
 - (2) nimoca カードの使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき
 - 6 偽造、変造その他不正に作成された nimoca カードもしくは SF を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

- 第7条** 使用者が記名式 nimoca の購入、または無記名式 nimoca から記名式 nimoca への変更を申し込むときに提出した個人情報は、当社が管理する。
- 2 当社は、取得した個人情報を次の目的で利用する。
 - (1) 記名式 nimoca の購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認
 - (2) 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - 3 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。
 - 4 当社は、取得した個人情報を、第2項の範囲内で nimoca 交通事業者または nimoca 加盟店からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。
 - 5 記名式 nimoca の購入希望者または変更希望者が、前各項に同意しないときは、記名式 nimoca の発売もしくは記名式 nimoca への変更を行わない。

(使用者の同意)

- 第8条** 使用者は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとす。

(取扱箇所)

第 9 条 nimoca カードの取扱箇所は、当社または nimoca 交通事業者もしくは nimoca 加盟店とする。

(制限または停止)

第 10 条 当社は以下の場合、nimoca 交通事業者および nimoca 加盟店における nimoca カードの取扱いを制限または停止をすることがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により nimoca カードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社が nimoca カードの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(nimoca カードの所有権)

第 11 条 nimoca カードの所有権は、当社に帰属する。

- 2 nimoca カードが不要となったときまたは失効したときは、nimoca カードを返却しなければならない。

(デポジット)

第 12 条 当社は nimoca カードを発売する際に、デポジットとして nimoca カード 1 枚につき 500 円を収受する。

- 2 使用者が nimoca カードを返却したときは、第 22 条または第 26 条の定めにより、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。
(→第 22 条「紛失再発行」、第 26 条「nimoca カードの解約」)

(nimoca カードの失効)

第 13 条 カードの交換、使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、nimoca カードは失効する。

- 2 前項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式 nimoca は失効する。
- 3 前各項により失効した場合、デポジットおよび nimoca カードに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

第 2 章 発 売

(nimoca カードの発売)

第 14 条 無記名式 nimoca の購入希望者が購入を請求したときは、無記名式 nimoca を発売する。

- 2 定期乗車券の購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出したときのみ、記名式の nimoca を発売する。

- 3 前項にかかわらず、小児用の nimoca の購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ別に定める公的証明書等を呈示したときは、当該小児が満 12 歳となる年度の 3 月 31 日までを有効期間とする小児用の nimoca を発売する。ただし、購入希望者が小学校在学中であり、当該学校長の証明を呈示した場合にはこの限りではない。
- 4 第 2 項にかかわらず、障がい者用の nimoca の購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ身体障害者手帳もしくは療育手帳を呈示し、nimoca 交通事業者が別途定める障がい者割引運賃の適用資格を満たすときは、障がい者用の nimoca を発売する。
- 5 障がい者用の nimoca の有効期限は、次回の誕生日までとする。ただし、初回に限り次々回の誕生日までとする。
- 6 小児障がい者用の nimoca の購入希望者については、第 3 項および第 4 項の規定を準用し、小児障がい者用の nimoca を発売する。
- 7 小児障がい者用の nimoca の有効期限は、次回の誕生日までとする。ただし、初回に限り次々回の誕生日までとし、満 12 歳の誕生日以降は、最初に迎える 3 月 31 日までとする。
- 8 スターnimoca に関する申込み等については、スターnimoca 特約の定めるところによる。
- 9 クレジット nimoca 等に関する申込み等については、クレジット nimoca 等特約の定めるところによる。
- 10 小児用の nimoca カード、障がい者用の nimoca カードは、当社が認めた場合を除き、同一使用者に対し 2 枚以上の発売を行わない。

(発売額)

- 第 15 条** nimoca カードの発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む。）とする。
- 2 前項にかかわらず、当社または nimoca 交通事業者もしくは nimoca 加盟店は、発売額を変更して発売することがある。ただし、発売額は 1,000 円単位とし、20,000 円を超えることはできない。
 - 3 前各項にかかわらず当社が特に認めた場合は、発売額を 500 円（デポジット 500 円を含む。）として発売することがある。

(チャージ)

- 第 16 条** nimoca カードは、所定の機器によってチャージすることができる。
- 2 nimoca カードは、1,000 円単位の金額をチャージすることができる。
 - 3 前項にかかわらず、保有する nimoca ポイントによりチャージを行う場合は、1 円単位の金額をチャージすることができる。
 - 4 1 枚当たりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできない。
 - 5 前各項にかかわらず別の IC カードの SF によるチャージはできない。

(SF 残額の確認)

- 第 17 条** nimoca カードの SF 残額は、所定の機器により確認することができる。
- 2 nimoca カードの SF 残額履歴の表示または印字は、所定の機器により最新の SF 残額履歴から 20 件までさかのぼって確認することができる。
 - 3 前項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない SF 残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの SF 残額履歴
 - (3) 第 22 条または第 23 条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF 残額履歴
 - (4) 第 24 条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF 残額履歴
- (→第 22 条「紛失再発行」、第 23 条、「障害再発行」、第 24 条「nimoca カードの交換」)

(カード利用履歴の確認)

第 18 条 nimoca カードの利用履歴は、所定の機器により確認することができる。

- 2 カード利用履歴の表示または印字は、一ヶ月前までさかのぼって確認することができる。ただし最大件数は 100 件とし、確認できるカード利用履歴情報は、当社のセンターシステムが保持するもののみとする。

第 3 章 効 力

(記名式 nimoca の再表示)

第 19 条 記名式 nimoca は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用することができない。

- 2 券面表示事項が不明となった記名式 nimoca は、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(改氏名による nimoca カードの書き替え)

第 20 条 使用者が記名式 nimoca に記録された氏名を改めた場合は、当該記名式 nimoca は使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書替えを請求しなければならない。

(無効となる場合)

第 21 条 nimoca カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジットおよび nimoca カードに記録されている一切の金銭的価値および乗車券等は返却しない。

- (1) 記名式 nimoca を記名人以外の者が使用した場合（第 6 条第 4 項の定めによる使用を除く）
- (2) 券面表示事項が不明となった記名式 nimoca を使用した場合
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した記名式 nimoca を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (5) 偽造、変造その他不正に作成された nimoca カードもしくは SF を使用した場合
- (6) 使用者の故意または重大な過失により nimoca カードが障害状態となったと認められる場合
- (7) その他不正行為と認められる場合

第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 無記名式 nimoca の盗難または紛失等による再発行はできない。

2 記名式 nimoca の記名人が当該記名式 nimoca を紛失した場合で、別に定める申込書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名式 nimoca の使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行登録票」という。）を発行する。

(1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が記名式 nimoca の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該記名式 nimoca は、次の各号の条件を満たす場合に限り、再発行登録票発行日の翌々日から14日以内に当該記名式 nimoca 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式 nimoca を再発行する。

(1) 再発行を行うときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名式 nimoca の記名人本人であることを証明できること。

(2) 使用者が前項により発行した再発行登録票を提出すること。

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式 nimoca 1枚につき紛失再発行手数料510円とデポジット500円を現金で収受する。

5 当該記名式 nimoca の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。

6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した記名式 nimoca が発見された場合は、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名式 nimoca とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行う。

(障害再発行)

第23条 nimoca カードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申込書を提出し、かつ当該 nimoca カードを呈示したときは、再発行登録票を発行し、その発行日の翌々日から14日以内に、当該 nimoca カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の nimoca カードを再発行する。なお、再発行の際、当該 nimoca カードは回収する。

2 前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、デポジット500円は返却しない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 第21条第6号により無効となった場合

(→第21条「無効となる場合」)

(nimoca カードの交換)

第24条 当社または nimoca 交通事業者もしくは nimoca 加盟店の都合により、使用者が使用している nimoca カードを、当該 nimoca カード表面とは異なるデザインの nimoca カード、および当該 nimoca カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の nimoca カードに予告なく交換するこ

とがある。

(免責事項)

- 第 25 条** nimoca カードの再発行または交換により、表面のデザインおよび裏面に刻印されたものと異なるカード番号の nimoca カードを発行したことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 記名式 nimoca を紛失し、または盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行登録票発行日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

第 5 章 解 約

(nimoca カードの解約)

- 第 26 条** 使用者は、nimoca カードの返却を条件に、SF 残額の払いもどしを請求することができる。この場合、使用者は、手数料として nimoca カード 1 枚につき 220 円 (SF 残額に 10 円未満の端数があるときは、SF 残額を 10 円単位に切り上げる。また、残額が 220 円未満のときはその残額の同額を手数料とする。) を支払うものとする。
- 2 前項の規定により nimoca カードの解約が請求された場合、当社は、無記名式 nimoca にあつては持参人に払いもどしを行い、記名式 nimoca にあつては、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。
- 3 当該カードに有効期間開始前または有効期間内の定期乗車券の情報を有している場合は、当該定期乗車券発行事業者の定めに従って当該定期乗車券の払いもどしを行う。
- 4 前各項の規定により払いもどしを行う場合、あわせてデポジットを返却する。

第 6 章 特 殊 取 扱 い

(nimoca カードの変更)

- 第 27 条** 使用者が無記名式 nimoca を差し出して、記名式 nimoca への変更を申し出た場合は、第 14 条第 2 項から第 10 項に規定する取扱いを準用し nimoca カードの変更を行う。
- 2 記名式 nimoca から無記名式 nimoca への変更はできない。
- 3 使用者が有効期間満了後の小児用の nimoca または小児用のスターnimoca を差し出して、nimoca カードの継続使用を申し出た場合、大人用に変更する。
(→第 14 条「nimoca カードの発売」)
- 4 使用者が有効期間満了後の小児障がい者用の nimoca または小児障がい者用のスターnimoca を差

し出して、nimoca カードの継続使用を申し出た場合、大人用に変更する。

(→第 14 条「nimoca カードの発売」)

- 5 小児用カードおよび障がい者用カードへの変更は無記名式カードからのみとする。ただし、当社が認めた場合を除く。

(→第 14 条「nimoca カードの発売」)

(代理人による各種申込み等)

第 28 条 次の各号に定める取扱いについて、代理人による取扱いを認める。

- (1) 第 14 条 (nimoca カードの発売) および第 27 条 (nimoca カードの変更) における小児用カードの購入および小児用カードへの変更
 - (2) 第 14 条 (nimoca カードの発売) および第 27 条 (nimoca カードの変更) における障がい者用カードの購入および障がい者用カードへの変更
 - (3) 第 22 条 (紛失再発行)、第 23 条 (障害再発行) における再発行の申込みおよび再発行された記名式 nimoca の受取り
 - (4) 第 26 条 (nimoca カードの解約) における記名式 nimoca の解約
- 2 前各号での代理人による取扱い時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを呈示することでそれに応じるものとする
- (1) 購入申込者または記名人本人の公的証明書等、および代理人との続柄が記載された公的証明書等
 - (2) 購入申込者または記名人本人からの委任状

第 7 章 IC カードの相互利用

(他事業者における nimoca の取扱方)

第 29 条 第 9 条の規定にかかわらず、別表第 2 号に定める事業者、又は別表第 3 号に定める事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、nimoca カードの取扱いを行う。ただし、障がい者用の nimoca カードについては、別表第 2 号に定める事業者の一部、又は別表第 3 号に定める事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店を除き、取扱いを行わない。

- 2 前項により、nimoca カードを乗車券等として使用するときは、当該事業者の定めるところによる。また nimoca カードを電子マネー取引として使用するときは、nimoca 電子マネー取扱規則の定めるところによる。
- 3 第 2 条、第 3 条、第 14 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条の規定にかかわらず別表第 2 号に定める事業者、又は別表第 3 号に定める事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店においては、nimoca ポイントサービス、nimoca カードの発売、別表第 1 号に定める事業者単独の定期券発売、障がい者割引、券面表示事項の再表示、氏名の書き換え、紛失再発行、障害再発行、解約、変更を行わない。

(他社発行 IC カードの取扱方)

第30条 別表第 3 号に定める事業者が発行する金銭的価値等を記録することができる IC カード(以下「他社発行 IC カード」という。)は、nimoca 交通事業者又は nimoca 加盟店において取扱う。

- 2 nimoca 交通事業者における、他社発行 IC カードを媒体とする乗車券等としての使用については、nimoca 交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された他社発行 IC カードの制限事項については、当該発行事業者の定めるところによる。
- 3 nimoca 加盟店における、商品・サービス等の決済手段としての他社発行 IC カードの使用については、当該 IC カード発行事業者の定めるところによる。
- 4 第 2 条、第 3 条、第 14 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条、第 27 条の規定にかかわらず他社発行 IC カードにおいては、nimoca 交通事業者及び nimoca 加盟店は、nimoca ポイントサービス、他社発行 IC カードの発売、別表第 3 号に定める事業者単独の定期券発売、障がい者割引、券面表示事項の再表示、氏名の書き換え、紛失再発行、障害再発行、解約、変更を行わない。

附則 この規則は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2009 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2010 年 2 月 27 日から施行する。

附則 この規則は、2010 年 3 月 13 日から施行する。

附則 この規則は、2010 年 12 月 26 日から施行する。

附則 この規則は、2013 年 3 月 23 日から施行する。

附則 この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2015 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、2016 年 10 月 1 日から施行する。

【別表】

第 1 号 nimoca 交通事業者

- ・ 西日本鉄道株式会社
- ・ 西鉄バス北九州株式会社
- ・ 西鉄高速バス株式会社
- ・ 西鉄バス佐賀株式会社
- ・ 西鉄バス久留米株式会社
- ・ 西鉄バス筑豊株式会社
- ・ 西鉄バス大牟田株式会社
- ・ 西鉄バス宗像株式会社
- ・ 西鉄バス二日市株式会社
- ・ 日田バス株式会社
- ・ 昭和自動車株式会社
- ・ 大分交通株式会社
- ・ 大分バス株式会社
- ・ 亀の井バス株式会社
- ・ JR 九州バス株式会社
- ・ 熊本市交通局
- ・ 筑豊電気鉄道株式会社
- ・ 宮崎交通株式会社

第 2 号 nimoca カードを取り扱う他事業者

IC カード (発行事業者)	鉄道/バス	交通事業者
Kitaca (北海道旅客鉄道株式会社)	鉄道	J R 北海道
PASMO (株式会社パスモ)	鉄道	伊豆箱根鉄道、江ノ島電鉄、小田急電鉄、京王電鉄、京成電鉄、京浜急行電鉄、埼玉高速鉄道、相模鉄道、首都圏新都市鉄道、新京成電鉄、西武鉄道、東京急行電鉄、東京地下鉄、東京都交通局、東武鉄道、東葉高速鉄道、箱根登山鉄道、北総鉄道、舞浜リゾートライン、ゆりかもめ、横浜高速鉄道、横浜市交通局
	バス	伊豆箱根バス、江ノ電バス横浜、江ノ電バス藤沢、小田急バス、小田急シティバス、神奈川中央交通、湘南神奈交バス、津久井神奈交バス、横浜神奈交バス、相模神奈交バス、藤沢神奈交バス、川崎市交通局、川崎鶴見臨港バス、関東鉄道、関東バス、京王電鉄バス、京王バス東、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、京成バス、成田空港交通、千葉中央バス、千葉海浜交通、千葉内陸バス、東京ベイシティ交通、ちばフラワーバス、ちばレインボーバス、ちばシティバス、ちばグリーンバス、京成タウンバス、京成トランジットバス、京成バスシステム、京浜急行バス、羽田京急バス、横浜京急バス、湘南京急バス、国際興業、小湊鐵道、相鉄バス、西武バス、西武観光バス、立川バス、シティバス立川、千葉交通、東急バス、東急トランセ、東京空港交通、東京都交通局、リムジン・パッセンジャーサービス、東武バスセントラル、東武バスウエスト、東武バスイースト、東武バス日光、朝日自動車、茨城急行自動車、国際十王交通、川越観光自動車、阪東自動車、西東京バス、日東交通、館山日東バス、鴨川日東バス、箱根登山バス、小田急箱根高速バス、日立自動車交通、富士急行、フジエクスプレス、富士急湘南バス、富士急山梨バス、富士急シティバス、富士急静岡バス、船橋新京成バス、松戸新京成バス、平和交通、あすか交通、山梨交通、横浜市交通局、横浜交通開発
Suica (東日本旅客鉄道株式会社)	鉄道	J R 東日本、東京モノレール、東京臨海高速鉄道、埼玉新都市交通、伊豆急行、仙台空港鉄道、仙台市交通局、札幌市交通局、富士急行
	バス	ジェイアールバス関東、新潟交通、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつ、北海道中央バス、仙台市交通局、宮城交通、J R 東日本所管 B R T 線、
manaca (マナカ) (株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシー)	鉄道	名古屋市交通局、名古屋臨海高速鉄道、名古屋鉄道、豊橋鉄道、愛知高速交通
	バス	名古屋市交通局、名古屋ガイドウェイバス、名鉄バス、名鉄バス中部、豊栄交通、オーワ
TOICA (東海旅客鉄道株式会社)	鉄道	J R 東海
PiTaPa (株式会社スルッと KANSAI)	鉄道	大阪市交通局、近畿日本鉄道、阪急電鉄、京阪電気鉄道、南海電気鉄道、阪神電気鉄道、京都市交通局、神戸市交通局、大阪高速鉄道、泉北高速鉄道、北大阪急行電鉄、水間鉄道、京福電気鉄道、静岡鉄道、能勢電鉄、山陽電気鉄道、神戸新交通、阪堺電気軌道、神戸電鉄、北神急行電鉄、叡山電鉄
	バス	大阪市交通局、水間鉄道、しずてつジャストライン、南海バス、南海ウイングバス金岡、京都市交通局、西日本ジェイアールバス、近鉄バス、高槻市交通部、京都バス、神姫バス、神姫ゾーンバス、神姫グリーンバス、ウエスト神姫、阪急バス、阪急田園バス、神鉄バス、大阪空港交通、奈良交通、エヌシーバス、京阪バス、京阪京都交通、京都京阪バス、江若交通、阪神バス、尼崎交通事業振興、南海ウイングバス南部、三重交通、三交伊勢志摩交通、三重急行自動車、八風バス
ICOCA (西日本旅客鉄道株式会社)	鉄道	J R 西日本、J R 四国、あいの風とやま鉄道
はやかけん (福岡市)	鉄道	福岡市交通局

SUGOCA (九州旅客鉄道株式会社)	鉄道	JR 九州、北九州高速鉄道、熊本電気鉄道
	バス	九州産交バス、産交バス、熊本電気鉄道、熊本バス、熊本都市バス

第 3 号 nimoca 交通事業者又は nimoca 加盟店で利用できる IC カードを発行する他事業者

- ・ 北海道旅客鉄道株式会社
- ・ 株式会社パスモ
- ・ 東日本旅客鉄道株式会社
- ・ 東京モノレール株式会社
- ・ 東京臨海高速鉄道株式会社
- ・ 株式会社名古屋交通開発機構
- ・ 株式会社エムアイシー
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 株式会社スルッと KANSAI
- ・ 西日本旅客鉄道株式会社
- ・ 福岡市
- ・ 九州旅客鉄道株式会社